

第32回内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会 議事録

1. 日 時：令和5年1月11日（水）15：30～17：27

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室

3. 出席者：

（1）委員

座長 田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
梅澤 真由美	公認会計士
千葉 功	学習院大学文学部教授
牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
山内 暁	早稲田大学商学大学院教授

（2）説明者

（公文書管理課）

吉田 真晃	大臣官房公文書管理課長
井出 英次	大臣官房公文書管理課調査官

（北方対策本部）

富永 健嗣	内閣府北方対策本部参事官
松村 紗也子	内閣府北方対策本部参事官補佐（企画担当）

（（独）国立公文書館）

佐々木 奈佳	独立行政法人国立公文書館次長
--------	----------------

（（独）北方領土問題対策協会）

鶴田 賢一	（独）北方領土問題対策協会事務局長
押切 哲夫	（独）北方領土問題対策協会総務課長

（3）事務局

長谷川 秀司	大臣官房政策立案総括審議官
--------	---------------

（政策評価広報課）

瀧澤 謙	大臣官房政策評価広報課長
三輪 篤生	大臣官房政策評価広報課 課長補佐（独立行政法人担当）

瀧澤政策評価広報課長

それでは、若干時間は早いですけれども、ただいまから第32回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回もオンラインシステムを併用して開催しております。

本日は議事次第にございますとおり、議題が3件ございます。独立行政法人国立公文書

館関係では、「令和5年度目標（案）」と「業務方法書の変更（案）」について、それから、独立行政法人北方領土問題対策協会関係では、「次期中期目標（案）」について、それぞれ御審議をいただくこととなっております。

資料といたしましては、本体資料が資料1 - 1から資料4まで16点、参考資料が1点ございます。不備等がございましたら画面で挙手をいただきますが、Webexの挙手機能で事務局までお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。また、先ほど通信を確認いたしましたけれども、通信事情に不具合がございましたら、同様に途中でもお知らせいただければ幸いです。

それでは、議事の進行につきまして、田辺座長によりしくお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（1）（独）国立公文書館の令和5年度目標（案）について

田辺座長

それでは、早速でございますけれども、議題の審議に入ってまいりたいと思います。

今回の第1番目の議題である独立行政法人国立公文書館の「令和5年度目標（案）」について、吉田公文書管理課長より説明をお願いいたします。

では、よろしくをお願いいたします。

吉田公文書管理課長

公文書管理課長の吉田でございます。

独立行政法人国立公文書館の「令和5年度目標（案）」について御説明いたします。資料1 - 1（国立公文書館について）を御覧ください。

国立公文書館の概略についてですけれども、本館が千代田区の北の丸公園内に置かれておりまして、分館がつくば市に置かれております。また、アジア歴史資料センターというデジタルアーカイブを開設しておりまして、インターネットを通じてアジア歴史資料に関する情報を提供しております。

主な業務としては、国の機関や独立行政法人等が作成した文書のうち、国家として永久保存すべき文書、歴史資料として重要な公文書などを歴史公文書等としておりますけれども、その歴史公文書等を行政機関などで保存期間が満了したら国立公文書館に移管いたします。国立公文書館からすると、そうした文書を受け入れて永久保存します。また、保存するだけでなく、一般の方、あるいは学者の方の研究に供するために、目録を作成したり利用請求に応じて利用に供する。あるいは、利用請求をしなくても、特に利用頻度の高い文書はどこでも見られるように、インターネットによる情報提供を行ったり、そうした文書について多くの方に直接見ていただく機会をつくるために、展示会を開催するなどの業務を行っております。

また、国立公文書館だけではなくて地方の公文書館も含めたアーカイブを支える専門人材としてのアーキビストというものを育成していくための認証ですとか、あるいは関係機関との連携などの業務を進めております。

資料1 - 2（独立行政法人国立公文書館の令和5年度目標（概要）（案））に、令和5年度の目標の概要を記載しております。

上から順に、簡単に説明させていただきますけれども、1つ目が「行政文書等の管理に関する適切な措置」となっております。まず、歴史公文書としてきちんと永久保存していくためにも、行政機関においてきちんと文書が作成され、管理されることも重要です。そのため、国の行政機関において作成した文書について、これは国立公文書館で永久保存すべきものなのかどうかという評価・選別をするための技術的助言を行ったりですとか、あるいはそもそもの制度を検討する際に、国立公文書館が持つ専門的知見に基づいて助言などをいただくこととしております。

特に、令和5年度については、行政文書の管理に関するガイドラインの別表というのがありまして、今、これに基づいてこうした文書をつくりなさいですとか、保存期間は何年ですよとか、保存期間満了後に、移管、つまり、国立公文書館で永久保存するのか、それとも廃棄でよいのかというのを分ける表があるのですけれども、デジタル化やシステムの構築に対応して一度見直そうということをしておりまして、そうした中でもいろいろと御助言をいただくことを考えております。

2点目が「受入れに関する措置」ということで、保存期間を満了した文書について国立公文書館で受け入れることとなりますけれども、行政機関からの受入れですとか、民間からの寄贈・寄託などを受け入れた上で、一般利用に供するまでの作業を行うこととしております。特に指標としましては、1年以内で利用できるように配架するというものの達成率を100%ということを目指しております。

次に、受け入れた文書を保存するということですが、例えば、古くなった文書の修復、複製物の作成ですとか、また3つ目のポツとして、「長期保存フォーマットを含む、電磁的記録の長期保存のために必要な調査検討」というものがありますが、これは特に電子媒体での文書というのは今後保存が増えていくと、国立公文書館に移管される文書も電子媒体になってきますけれども、そうした文書を永久保存するのは非常に難しい課題でもありますので、どのようなフォーマットで長期保存していくのがいいのだろうかということ国立公文書館のほうで有識者に聞いたりですとか、あるいは、オーストラリアですとかイギリスですとか、そうした各国の取組などを調べながら検討を進めているところです。それは令和5年度にも引き続き必要な調査検討を進めて、公文書管理委員会でも説明をいただいたり、今後、どのようにしていくかということを検討していこうとしております。指標としましては、修復についての指標を例年と同じように掲げております。

が「利用に関する適切な措置」ということで、利用請求を受けた場合の対応ですとか、あるいは利用の促進についての業務を記載しております。利用の請求については、これは

情報公開の歴史公文書版と同じで、行政機関に情報公開をするのと同じように国立公文書館に利用請求することになっておりますけれども、大量請求を除いて30日以内の回答、利用を決定する、利用に供する文書の割合を80%以上ということを目標にしております。

イの「利用の促進に関する措置」についてですけれども、これについては展示ですとかデジタルアーカイブの推進ですとか、そういったものの情報発信を通じて利用を促す、あるいは公文書についての関心や理解を深めていただくことを目的にして実施しております。

今までは右側の2つ目にありますけれども、指標として展示会入場者数を目標にしておりました。これを令和2年度、3年度、4年度と5万人という数字を掲げていたのですが、確かに平成30年度、令和元年度につきましては5万人を達成していたのですが、コロナ禍の中で、2年度は約9,100人、3年度は約9,900人、4年度は恐らく2万3000人ぐらいいかなという見通しになっているところですが、なかなかコロナ禍がまだどうなるか分からない。その中で、数値目標を立てていくのも難しい。また、5万人という実際にすぐには達成できない目標を掲げて、コロナ禍の影響でどうこう考えることを続けるのも独法の運営としてあまりよろしくないのかなと思っております。5年度については、コロナ禍が落ち着いて、入場者数がしっかり落ち着いてくるまでは、参考指標として見ていきたいと考えております。

ただ、その代わりというわけではないですが、やはりデジタルでの展示というのも強化していこうと思っております。デジタル展示のページビュー数を令和3年度から目標に掲げておりますけれども、40万、40万で来ておりますけれども、足元で半期で約47万件になっておりますので、来年度については90万ビューを目標に掲げたいと思っております。令和4年度のところで、40万ビュー目標で、約47万5000ビューとなっておりますけれども、これは今年度の上半期での達成状況になっております。今回、達成状況が約47万5000ビューと増えていますのは、過去の展示についてもデジタル展示を見られるようにしたことに伴いましてページビュー数が増えておりました。実際にそういった伸びの状況もありますので、来年度は90万ビューを目標にしたいと思っております。

また、デジタルアーカイブの総ページビュー数について、令和4年度に参考指標としておりましたけれども、5年度は800万ビューということで、4年度も上半期で約400万ビューになっておりますので、800万ビューを目標に取り組んでいただくようにしたいと思っております。また、既存の紙文書の利用頻度が高いものについて、随時デジタル化しておりますけれども、これについても、例年どおり210万コマを実現することを目標にしております。

次の連携協力、調査研究、国際的な活動ということですが、地方公共団体との連携というのを、公文書管理課もそうですし、国立公文書館も強化をしております。国立公文書館に指導・助言の求めがあった場合に、全て対応することを引き続き目標にしております。また、これもデジタルの関係ではあるのですが、今、国立公文書館のホームページで横断検索をかけますと、国立公文書館にある文書だけではなく、連携している

地方公文書館の文書についても目録を検索できるようにしております。そうした連携し、検索できる地方公文書館というものが増えていくことも利便性の確保のためにも重要だと思っておりますので、それを新たに参考指標として、今後の取組を見ていこうと考えております。

2 ページ目になりますけれども、調査研究については引き続き、国立公文書館としての足腰を支える部分でもありますので、調査研究をしっかりと行って、情報発信をしていただくということで、令和5年度についても5件を目標にしたいと考えております。また、国際的な活動としても、国際会議等での発表を行う数を引き続き2件を目標にしていきたいと思っております。

(3)の「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」で、2つほど目標を見直すところがございます。1つが左側の4行目に書いてあります准認証アーキビストの創設です。これは後ほど資料1-3(アーキビスト認証に係る拡充の方向性)でも説明させていただきますけれども、アーキビストの認証を令和2年度から始めて、4年度までの3年度にわたって行ってきております。実務経験と知識・技能、調査研究能力という3つを要件としており、おおむね実務経験は3年以上、知識・技能と調査研究能力については大学院修了レベルということで高いレベルで求めておりますけれども、裾野を広げていくことができないかということで、国立公文書館ですべて検討をいただいております。例えば、知識・技能等を大学院卒業レベルまでしっかり持った人であれば、准認証アーキビストとしてスタートできるようにして、その後、実務経験や調査研究能力を持ってアーキビスト認証につながっていくという道筋を描けないかということで、そういった仕組みを令和6年度にもつくりたいと考えております。

その運用開始に向けて、大学側との連携などもありますので、そうした準備を進めていただく必要があるので、5年度にはしっかり創設に向けた検討ですとか調整を行った上で、スタートできるように取り組んでいただくことを掲げております。

右側の指標ですけれども、研修について、国立公文書館のほうで公文書管理研修を行っております。具体的には、実際に文書管理の実務を行っている行政機関や独法の方向への研修ですとか、あるいは公文書館のようなアーカイブの中で働く人向けのアーキビスト研修、 を実施しており、その延べ受講者数を今まで目標にしておりました。ただ、オンラインを導入することによって5,500人まで広げたりしたのですが、公文書をめぐるといろいろ問題がありまして、来年度から公文書管理の窓口部局の人は国立公文書館の公文書管理研修 と をきちんと受けなさい、各省庁の部局の公文書管理の窓口をする人は公文書管理研修 をちゃんと受けなさいということで、ある意味、研修の必修化を行うことにしました。研修の必修化を行いますので、数字で何人受けたかをカウントするよりも、むしろその研修の結果、きちんと学べたのか、満足度はどうだったかということで評価するほうが妥当であろうと考えまして、研修受講者の満足度を評価の指標として取り入れることといたしました。

(4)の「アジア歴史資料センターにおける事業推進」は、例年どおりになりますけれども、引き続き、ページビュー数ですとか公開達成率、解読補正作業の件数を目標に掲げて取り組んでいただくこととしております。

業務運営の効率化については特に変わりなく、3番の「財務内容の改善に関する事項」についてですけれども、事業収入について、2年度、3年度、4年度と400万円以上を目標にしておりまして、元年度より前は400万円を超えていたのですけれども、やはりコロナ禍で来場者数が減りますと、それに合わせて収入も減ったという状況がございます。令和5年度についても、例年度のような5万人を前提とした400万円以上という数字を掲げてそれでいけるかという、なかなか実現は難しいということで、実態を踏まえて、令和4年度の上半期が171万円となっておりますので、300万円を目標にまずは取り組んでいただくこととしております。

4番の「その他業務運営に関する重要事項」については、基本的には変わりはないのですけれども、「温室効果ガスの排出の削減」を入れております。政府全体で温室効果ガスの排出の削減に取り組んでいこうということを打ち出しており、昨年から独法に対してもしっかり働きかけていく方針を出しておりますので、国立公文書館においても温室効果ガスの排出の削減に取り組んでくださいということにしております。実際には国立公文書館においては、来年度は外部の方の調査・評価を行っていただいて、どのように温室効果ガスを削減していくのかという計画を作成することとしております。

令和5年度の目標案についての説明は以上です。

資料の1-3(アーキビスト認証に係る拡充の方向性)につきましては、先ほど申し上げたアーキビスト認証に係る拡充の方向性という資料を付けさせていただいております。アーキビストの認証の仕組みとしては、真ん中にありますけれども、国立公文書館長がアーキビスト認証委員会の審議をいただきながら認証するという仕組みになっておりますが、ここで准認証アーキビストというのをいれてはどうかと。資料の左下ですけれども、今まで実務経験、知識・技能、調査研究能力の3つを求めていたもののうち、知識・技能について、高等教育機関の科目修了、大学院レベルの科目修了又は研修の修了ということを満たせば准認証アーキビストとなって、実際に働く場で経験を積みながら認証アーキビストを目指していただくことにつなげていくことを考えております。そのために高等教育機関とも連携をしていくことになっております。

資料1-4(独立行政法人国立公文書館の年度目標(令和5年度案・令和4年度)新旧対照表)が令和4年度の目標との新旧対照表になっておりまして、1-5(令和5年度独立行政法人国立公文書館年度目標(案))が目標を全文書き下ろしたのようになっております。資料1-6(独立行政法人国立公文書館の使命等と目標との関係(案))は全体をまとめた1枚での資料になっております。

国立公文書館の目標に関する説明は以上になります。

田辺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。手を挙げる機能を押していただければ、ウェブの方は分かります。

よろしく願いいたします。

山内委員

他の委員の方からまだ質問がないようですので、私のほうから質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

非常に分かりやすい説明をいただきましてありがとうございます。特に財務内容の改善のところが気になったのですけれども、令和2年度からずっと400万円を目標値とされておりまして、それが全然達成できていない。一方で、金額は徐々に増えているように思いました。そのため、400万円から300万円に目標値を減らすというのは非常に現実的でいいと思います。ただ、最後の金額を見ますと、250万円ぐらいでもいいのかなと思ったのが感想です。

また、質問ですけれども、このアーキビストの認証についての御説明をいろいろいただいて非常に分かりやすかったのですけれども、認証者数が令和2年度から徐々に減っていますよね。それは何か理由はあるのでしょうか。

田辺座長

お願いします。

吉田公文書管理課長

公文書管理課でございます。

私の説明が足りなかったのですけれども、事業収入の令和4年度で400万円以上で171万円というのが、実は上半期の実績で、上半期で171万円を達成しているところでございます。そうすると、来年はその倍の350万ぐらいでいいのではないかというのはあるかもしれないのですけれども、実は上半期については、沖縄復帰50年展というのを行いまして、天皇皇后両陛下や上皇上皇后両陛下、総理、官房長官にもお越しいただき、また、かなり多くの方に来ていただいて、そのときにグッズも売れたというのがありました。その増加分が40万円ぐらいと考えているのですけれども、171万プラス130万で考えると、令和4年度は300万ぐらいの見通しかなと思っておりまして、それを根拠として、令和5年度は300万が妥当かなと考えております。

アーキビストの認証については、国立公文書館のほうで行っていますので、国立公文書館のほうから説明いたします。

佐々木国立公文書館次長

国立公文書館次長の佐々木でございます。

認証アーキビストについては、令和2年度から認証を開始しているところですが、実はそれ以前から、当然、国立公文書館内であったりとか国の似ているような機関であったりとか地方公文書館で、そもそもその専門性を持って業務に当たられて長く勤務されている方がかなりいらっしゃいますので、令和2年とか3年はそういう方々が申請をしてきて認証を得ているというケースが非常に多いので、かなり大量に申請をして認証を得ているケースが多かったのではないかなと思います。

それが令和4年度頃になると、そういう方々が非常に少なくなってきているし、大学院を卒業してということになると、先ほど准認証アーキビストのところで説明もありましたけれども、実務経験とか調査研究能力がまだ足りていないという方だと、なかなかまだ申請に至らないというケースが多く、2年、3年はもともとやられた方がどんと認証を受けたので、そういった方は令和4年度頃になるとかなり少なくなってきたので人数としては減っているのかなと思います。今回、検討を進めようとしている准認証アーキビストについては、やはりそういう状況になっていることも課題として考えて、こういった検討を進めているというのも一つの考えであります。

以上でございます。

山内委員

ありがとうございました。どちらも合理的だと思います。よく分かりました。ありがとうございます。

田辺座長

他、いかがでございますでしょうか。

では、お願いいたします。

梅澤委員

ありがとうございます。2点質問させてください。

まず、1点目がデジタルあるいはDXに関してなのですが、保存媒体のお話ですとか利用の点で非常にデジタルを進めていただいているのが分かりました。今回は単年度の目標ということなので、ちょっとふさわしくないのかもしれないのですが、今後、中長期で考えたときに、媒体とかアウトプットではなくプロセス、業務の中でデジタル、DXを使っていく。素人考えで恐縮ですが、例えば、歴史公文書の選別にAIを使って、若しくは、機械学習をかけるとか、あとは恐らく匠の技が必要なのだと思うのですが、保存の修復みたいなところで何かロボット的なものを入れていくみたいなプロセスにおける自動化とか、デジタルライゼーションみたいなものがあり得るのかというのを1点目として聞かせ

てください。

2点目もデジタルになりますが、資料1-2(独立行政法人国立公文書館の令和5年度目標(概要)(案))の中でデジタル展示のページビューが伸びてきていると御報告いただきましたが、アクセス元はどこなのか。海外もあり得ると思いますし、あとは都道府県で見たときに、もしかしたら東京近郊ではない、地方もかなり来ているのではないかという気もするのですが、その辺りをお分りの範囲で構いませんので、アクセス元について教えていただければなと思います。

以上、2点です。

田辺座長

よろしく願いいたします。

吉田公文書管理課長

まず1点目の業務の中でのDXということですが、1つは国立公文書館の方でも、文書で受け取るですとかいったものは、できるだけデジタルを活用して効率化していこうですとか、あとはテレワークがしやすいようにシンクライアントシステムを入れたりですとか、そうした業務の中でのDXとまでは言えないのですが、デジタル化の取組は進めております。

行政における公文書管理ですが、基本的に行政の中にあるうちに移管か廃棄かを選別していくこととなりますので、そこをどう的確かつ効率的に行うかというのが一つ大事なテーマだと思っております。我々もこういう文書は移管です、こういう文書は廃棄していいですよというメルクマールをつくっているのですが、その辺りをより精緻化していこうですとか、あるいは具体的に、冒頭ガイドラインの別表を見直そうという話をしていたのですが、今までは文書の移管か廃棄かというのはなかなか捉えにくいような表になっていましたので、どちらかという、こういう文書は別表の何番に該当するのでこういう文書は移管ですよとか、そういうのはちゃんと文書の性質と、移管か廃棄か、あるいはその文書がどういう類型なのかをちゃんとデータで管理できるように、例えば閣議決定の文書という情報を入れれば、それで保存期間20年で移管ですよというのが決まるような、それが自動的に管理されていくような仕組みというのはつくっていきたくて考えております。

その上で御指摘のあったようなAIをどう使うかというのは、我々も一つの課題ではあると思っております。令和8年度に向けてそういったシステムを導入した上で、きちんと教師データのものがしっかり集まった上で、どこまでAIによって選別できるかどうかというのを考えていくのかなと思っております。

一方で、AIもそういった振り分けだけではなくて、最近はPDFになっているものとか紙媒体になっているものもAI-OCRなどを使って、スキャナーで読み取ってデータ

として保存する。要は、映像として保存するだけでなく、テキスト情報としても併せて入れることによって検索性を高めるとかいう取組もありますので、そうしたことを含めて、文書管理というのは、フォルダーに入っているだけでなく、どういうデータが入っているかという、ある意味、情報の探索というのも大事ですので、そういうことを活用して探索の効率とか確実性を高めていくこともあると思っております。

佐々木国立公文書館次長

ネットでのアクセス先についてですけれども、都道府県別に分類して整理したデータは今持ち合わせていないので、それについてはお答えできません。申し訳ございません。

御参考までに、アジア歴史資料センターで提供している資料については、国内と国外の分類はしておりまして、令和4年度の現段階まででいうと約23%が、例えば中国とか韓国とか台湾とかの海外からのアクセスが来ているというデータがございます。

国立公文書館全体でも国内と海外等で分けたデータがございます、全体では86%が国内から、海外等からは14%が国立公文書館全体としてのデータでございます。失礼いたしました。

梅澤委員

御回答ありがとうございます。

1点目のプロセスにおけるDXの話については、非常によく理解できました。おっしゃるとおり、分類みたいなアシスト機能とか、それぞれの官公庁での皆さんが分類する際には、非常に不慣れな方も恐らくいらっしゃると思うので、そういうところでのサポートというのは国立公文書館の位置づけを考えると非常に有益なことだと思いますので、ぜひ中長期に取り組んでいただけるといいかなと思います。

2点目なのですが、質問しました背景として、コロナによってリアルの入場がなかなか難しいということでデジタルの指標を、というお話がありましたが、ひょっとしたらこれが代替ではなくてむしろ拡充の面もあるのではないかと捉えております。

というのは、地理的なとか身体的な、あるいは金銭的な理由で入場いただくのがなかなか難しい方というものもいらっしゃると思いますので、実はそういう方がアクセスできているかもしれないことを考えると、こちらの中長期では、現時点、足元においてはコロナという事情で代替的にこちらが指標というのは理にかなっていると思いますが、今後、どちらがいいのかというのは、ぜひ中長期の視点で見えていただければなと思います。

以上です。

田辺座長

ありがとうございました。

それでは、牧原委員、よろしく願いいたします。

牧原委員

大変積極的にいろいろやられていることが分かったので、それに関して思うところといますか、御質問させていただきたいと思うのですけれども、いただいた資料の中で、今回デジタルアーカイブのページビュー数を入れられるということで、分からなくはないのですが、そういうものは数だけが問題ではないので、ぜひ質も含めてお考えいただくことが大事だと思いますので、あえてそれは申し上げます。

2点目は、今回、アーキビストの認証の仕組みを新しくされることを積極的にやられているということで、ぜひ認証したアーキビストの組織化というのでしょうか、ある種のネットワーキングをお願いできないかということなのです。

コロナ前に私が研修とかに行きますと、結構地方公文書館の方々がいろいろネットワーキングをされていると感じたのですけれども、本当にコロナが始まる数年ぐらいでいろいろ進んでいるのではないかという印象を話の中で思ったのですが、今、連携協力で求めがあれば答えるとしていますが、目標にするかどうかは別として、ぜひ、アーキビストの認証をされるので、そのアーキビストのネットワーキングを通じた公文書館のネットワークというのをされるべきなのではないかと。そのことを長期的にはお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。

実は国内だけではなくて国際もそうだと思っていて、3点目は、発表を行った国際会議等の数、コロナで非常に大変だったとは伺っていますけれども、少しずつ対外、海外への人の移動が始まっているということです。もちろん、かつてほど航空運賃は安くないですけれども、ここも個別にいろいろお付き合いがあるのは分かるのですが、海外の公文書館とものと館としてもう少し連携するとか、我々も大学でよく包括連携とかやるのですけれども、そういうこともお考えになっていくのが多分望ましいように思います。すぐにそういうことをしなくてもいいですから、ぜひ職員の方が学会報告、国際会議だけではなくて、個々の公文書館へのある種の対面での関係性をもう一回つくり上げるようなことをぜひお考えいただくといいのではないかなと思います。もし、何かお考えがあったらお伺いしたいと思います。

以上です。

田辺座長

ありがとうございました。

非常に重要な御指摘だと思っておりますけれども、何かコメント等はございますでしょうか。

佐々木国立公文書館次長

現段階で行っている取組のような関係でお話しさせていただきたいと思いますが、今、認証を受けている認証アーキビストの方々のネットワーキングについては、認証アー

キビストの方々が集まる報告会のような場とか意見交換を行うような場を実施しているところではあります。我々は認証する立場ですので、我々が音頭を取るのはなかなか難しい面があるかと思えますけれども、認証アーキビストの方々が自発的にやってネットワークをつくることを促すような取組を進めているところではあります。

それから、海外との連携の関係で、おっしゃるとおり I C A とかそういうその国際会議に出席したりとかそこで発表したりとかということではやっているところですが、あと、個別ですとか幾つかの国との連携という観点では確かに進んでいないところがあり、例えばモンゴルとかそういったところと向こうからお話があると、インターネットを通じて、お互いに関係する所蔵資料を提供するとかいう個別の取組は進めつつありますけれども、今のところは相手の国から日本と協力したいという申出があったときに応じているというのが現状ではありますので、それをグローバル化が進んでいる中で、より取組を深めていけるかどうかは、館の中でも、語学ができる人材が必要という事情もありますので、そういった中でどこまでいけるかということは模索していきたいと考えております。

吉田公文書管理課長

よろしいでしょうか。

最初にいただいたデジタルアーカイブのページビュー数という量だけではなくて質もという御指摘ですが、まさにそのとおりではあると思っております。どうしても指標ですとか実績になると数字になってしましまして、そういう量的な目標になってしまうのですが、こういったデジタル展示だけではなくて、そもそも普段やっている展示も含めてどうやって質を確保していくのか、あるいはそういった質を向上していくためにどういう仕組みとか取組が必要なのかということもあるかと思えますので、その辺りは目標ではないのですが、どうすればいいのかというのを国立公文書館ともよく相談しながら考えていきたいと思えます。

田辺座長

牧原委員、よろしいですか。

牧原委員

昔、公文書館の懇談会の調査でフランスの公文書館に、内閣府の方もいらっしゃいましたけれども、公文書館のアーキビストの方々と一緒に行ったことがあったのですが、フランスはかなり国の公文書館が地方の公文書館を指導すると、非常に強い立場に立っているという話も聞きましたから、本来ならば、中央の公文書館はそういうミッションがあると私はやはり思うのです。これまではやや箱物的にやってきたのも十分承知していますが、多分、今後そういうところが変わってくると思えますので、ぜひアーキビスト認証するだけではなくて、いい人を採用するときに海外と連携できる人材を含めてお採りにな

ったりとか、いろいろチャレンジしていただきたいと思います。

最後に、国立公文書館は最近行っていないので分からないのですが、外交史料館は利用に物すごい制限がかかって、予約すると2か月後ではないと入れないという状態になっているみたいなのですが、コロナはだんだんに収まってきている面もあり、そういう状況の中で来館者数をちょっと増やすことを指標にする必要はまだないと思いますが、ぜひそういうこともお考えいただきたいと思います。

以上です。

田辺座長

ありがとうございました。

千葉委員、よろしく願いいたします。

千葉委員

特に准認証アーキビストのお話はこれから検討されるということですが、個人的には非常に大賛成でございます。恐らく認証アーキビストは即戦力ということなのですが、少しハードルが高いということがありまして、普段大学に勤めておられますと、うまく持っていくと大学の学部生で、資格として准認証アーキビストに申請する人が結構出てくるのではないかと。将来的な認証アーキビストの良い予備軍になるのではないかと考えております。

これから検討されるというので、多分データがないと思うのですが、国立公文書館からしまして准認証アーキビストはどれぐらい申請者数があるか、もし想定されているとしたらちょっと教えていただきたいのです。

吉田公文書管理課長

私のほうからでよろしいでしょうか。

恐らく答えとしては、まだこれから制度設計を行っていくことになるのですが、まず現状から申し上げますと、基本的に大学院での専門教育を受けることが一つの要件なのかなと考えております。国立公文書館のほうでいろいろな大学と連携しながら、こういったプログラムぐらいはあるのかどうかということ相談しながらやっているのですが、先日、東北大学であったシンポジウムでは、東北大学、学習院大学、昭和女子大学、島根大学、大阪大学ではそういった大学院におけるコース、ないしはそういうプログラムが用意されて、国立公文書館のアーキビスト委員会でも、それらのプログラムであれば十分だろうということで評価もされているところです。そうしたところの卒業生のうち、きちんとそういったプログラムを取った人がなってくると思うのですが、恐らく年に数十人というぐらいで、それが認証アーキビストは5年ですが、おそらく准認証アーキビストはずっとそういった学歴といいますが、知識・技能を持っているということで

すので、そうした人がどんどん今後は増えていくことになるのだろうなと思っております。

田辺座長

よろしゅうございますか。

お手が挙がっているようでございますので、よろしく願いいたします。

山内委員

今、千葉委員から、アーキビストについて大学生の資格取得希望者が増えるのではないかという御意見があって非常に良いことだと思いました。

詳しくなくて申し訳ないのですが、教えていただければと思うのですけれども、アーキビストの現状として、どれくらいの就職先というか、需要が日本全国であるのかなというのが少し気になりましたので教えていただければと思います。この資格を取った上でということですね。

佐々木国立公文書館次長

まず、私ども国立公文書館の中の職員、国の中の我々に近い類縁機関、地方の公文書館は47都道府県のうち全部に設置されているわけではないので、公文書館のないところであれば、その各県庁とかの文書管理部門といったところで働かれるというのが一般的な形かなと思っております。

山内委員

ありがとうございます。

それでは、そのアーキビストの資格を取って就職を希望する方は、就職先には困らないという理解でよろしいでしょうか。

佐々木国立公文書館次長

基本的に、地方の公文書館については、どういった人を何人程度採用する、どこに配置するというのは地方自治体の首長などが判断することになりますので、各自治体の御意向に沿って、必要であれば採用しますし、まだそこまではないのでまだ難しいと思われているところもあるかもしれないということだろうと思っております。

吉田公文書管理課長

公文書館法という法律がございまして、その中では公文書館には館長ですとか、調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとするという規定がありまして、ただ、当面はやらなくていいよという条文もくっついているのですけれども、この法律をつくった当時は、まだそういった人材を育成するような仕組みがなかったということ为背景にそう

いう規定が置かれているのですけれども、こういったところをどう見直していくのかというのも一つの課題だと思っております。

また、それを待つまでも、そもそも本則として調査研究を行う専門職員などを置くということもありますし、今後、こういった認証アーキビストあるいは准認証アーキビストという仕組みができてきますので、そういう機会を捉えて、ぜひ地方にもそういう人の積極的な活用ということで、できることをやっていきたいと思っております。

山内委員

分かりました。ありがとうございます。

ついでに、もう一点御質問させていただいてもよろしいでしょうか。

最後のところで、温室効果ガスの排出の削減ということが新規に挙げられていて、具体策はこれからといった御説明だったかと思うのですけれども、最近の企業では、気候変動リスクの情報開示ですとか、人的資本の情報開示というのがかなり急速に進められているところなのですが、やはり、そういう開示を今後意識してのことなのかどうか。また、こういう開示についてどう考えられているのかといったことについて、もしお考えがあれば教えていただければと思います。

吉田公文書管理課長

ありがとうございます。

開示をするかどうかというところまでは、統一的なルールですとかこちらの方でもまだ考えはないのですけれども、昨年6月に政府で決めた方針の中では、温室効果ガスを削減するために実行すべき措置について定めることというのがありまして、独法のほうにも、そうしたことを働きかけるのだということが方針として書かれておりますので、それに沿って今回の目標の中で書かせていただいたところです。それをどう開示するのかですとかは、検討課題とさせていただければと思います。

山内委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

田辺座長

他はいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

私も1点だけ。デジタル化というのは割と重要かつ、新しい条件としてこの新しい施設をもう一つつくるぞということなのだと思います。横で国立国会図書館を見ていたのですけれども、このコロナ禍で急速にデジタル化する。その理由というのは簡単で、行かなくても見られるようにしたという部分がございます。要するに、国立国会図書館で持っているものを連携の図書館のほうに個人レベルで見られるように著作権を広げましたので、そ

れによって身動きが取れないで修論が待っている、ないしは卒論が待っている方々がネットでもって全部見るという効果があったと思っています。これが何かというと、単年度の問題ではないのですけれども、そうすると地域格差、空間的な格差というのがやはりあるのかもしれませんが、非常に変わってくるというのが一つで、要するに国や地方の方々だけではなくて、牧原委員の御指摘にもありましたけれども、世界の方々から恐らくは見るようになってくるのだらうと。そうすると、利用というところは、今回はこういう形で書いていますけれども、デジタル化を進めていったときに非常に変化するのではないのか。特にデジタル化といっても、本体のところを各省で持っているものを移して行って、それを一定期間後に見られるようにするということになりますので、そうするとPDFの画像では検索ができませんから駄目で、早いところ、PDFの本文の検索ができるような形での移管というのを全省庁に働きかけていただくと見られる、各地域から見えるということになりますし、恐らく見られる場所も、直にこの国立公文書館という場所もありますけれども、機密性の高いものなどがあるのだったら、地方の公文書館と連携してそこで見られるとか、いろいろな広がりがあるのかかなと思っています。それはもう割と早いうちに仕掛けておいて、新しい国立公文書館ができて、それに対応できるようなシステムを入れ込んでおくみたいなことに進んでいくといいかなと思っています。今年度の目標に関して、あれこれということではないですけれども、デジタル化は結構大きなインパクトがありますよということを指摘しておきたいと思っています。

以上です。

では、他にないようでございますので、この目標（案）につきましては、懇談会として特に修正を求めるものではないということで、確定したいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

（首肯する委員あり）

田辺座長

ありがとうございました。

（２）（独）国立公文書館の業務方法書の変更（案）について

田辺座長

それでは、次に移ってまいりたいと思います。２番目の議題である、国立公文書館の業務方法書の変更（案）の審議に入ってまいりたいと思います。

では、佐々木国立公文書館次長より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

佐々木国立公文書館次長

それでは、資料２－１（（独）国立公文書館の業務方法書の変更認可について）を御覧いただきたいと思っております。

独立行政法人通則法第28条に基づいて、業務の適正性を確保するための体制整備や業務の基本的事項を定める業務方法書の変更についての主務大臣の認可を得たいとするものでございます。

現行の当館の業務方法書には、特定歴史公文書等の保存及び利用、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言、アジア歴史資料の情報提供などに関する事項が規定されていますが、今回、新たにアーキビストの認証業務について規定を追加したいという申出でございます。

当館では認証アーキビストを認証する業務を令和2年度より実施しており、従来は第10条の附帯業務に関する事項として扱ってきましたが、それから約2年が経過して、累計281名を認証するなど、当館の重要な業務として定着してきたことから、このたび、独立した条文として第8条の2を追加したいとするものでございます。

条文案はこの紙の下に書いておりますように、「館は、歴史公文書等の適切な管理を支え、かつ持続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するため、アーキビストの認証業務を行う」とし、具体的には、認証に係る審査等の実施、拡充に向けた検討、普及啓発活動を行うことを読み込ませたいと考えております。

また、この中のアーキビストの認証の拡充に向けた検討について、これまでの議論の中でもお話が出てきておりますけれども、准認証アーキビストの認証について検討を進めているところでございます。これについて、私からも若干触れておきたいと思っております。

認証アーキビストは、国・地方を通じた公文書館等の業務の中でその専門性を生かして貢献してきており、公文書館等へ認証アーキビストを定着させていくことが必要と考えております。その一方で、この認証を得るには、先ほどの資料1-3（アーキビスト認証に係る拡充の方向性）の円グラフのような図にもありますように、知識・技能だけではなく、高い調査研究能力と豊富な実務経験が必須でありまして、知識や技能等を既に身につけている、あるいはそれらを習得している最中であって、認証アーキビストになろうとする方々の処遇や意欲の維持等が大きな課題と考えております。

そこで、例えば働きながら実務経験を積んで調査研究実績を上げられるようにして、認証アーキビストの認証の取得をしやすくするために、仮称ではありますが、准認証アーキビストの資格化を館内に設置しているアーキビスト認証委員会で議論いただいているところであります。おおむね今年度内に制度の骨格を固めて、来年度以降の運用の開始を目指しているところでございます。

御説明は以上でございます。

田辺座長

今年度というのは4年度ですか。

佐々木国立公文書館次長

令和5年の3月ぐらいまでを。まずは骨格だけを固めようとして、具体的な中身は、来年度に入ってから考えたいということでございます。

田辺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのこの業務方法書の変更でございますけれども、御質問等がございましたらよろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。

アーキビスト認証というのを、業務報告書の中に位置づけたということなのだろうと思いますが、よろしゅうございますか。

では、こちらの業務方法書の変更(案)につきまして、特に修正なし、意見なしということを確認したいと存じますが、よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

田辺座長

ありがとうございました。

それでは、この形で確定させていただきます。

では、公文書管理課、国立公文書館の皆様方はこれで御退席いただいて結構でございます。御説明等どうもありがとうございました。

(公文書管理課・国立公文書館 退室)

(北方対策本部・北方領土問題対策協会 入室)

(3)(独)北方領土問題対策協会の次期(第5期)中期目標(案)について

田辺座長

それでは、3番目の議題であります、北方領土問題対策協会の次期(第5期)の中期目標(案)につきまして、審議に入ってまいりたいと思います。富永北方対策本部参事官より御説明をお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

富永北方対策本部参事官

内閣府北方対策本部参事官をしております富永と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、独立行政法人北方領土問題対策協会につきまして、御説明させていただきます。

資料ですけれども、3種類付けてございますが、まず資料3-1(令和4年度版「北方領土問題対策協会の概要」)は法人のパンフレットですので、もし、この後でも全体的な

ところで御質問等があれば、これも使いながら御説明したいと思いますが、基本的には追って御覧いただければと思いますので、御参考までにお付けしていただいております。

その後、資料3-2(独立行政法人北方領土問題対策協会の第5期中期目標(概要)(案))と3-3(独立行政法人北方領土問題対策協会の第5期中期目標(案)新旧対照表)というのがありますけれども、3-3が第5期の中期目標についての新旧対照表、3-4(独立行政法人北方領土問題対策協会第5期中期目標(案))のところで目標そのものの案をお付けしておりますが、今回その概要をお付けしていただきますので、資料3-2の「第5期中期目標(概要)(案)」を使って御説明したいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず前提といたしまして、令和5年度から始まる第5期でございますけれども、これは毎回5年ごとの区切りで設定をしてございまして、今が第4期、5年計画のうちの5年目を走っているという中で、来年度4月1日から次の第5期の5年が始まるというところでございます。

その中身ですけれども、主な内容を真ん中の欄の上の方に書いてございましてけれども、今回の現時点における主な背景と現状ということで2つ書いております。

まず1点目が「ウクライナ情勢等による日露関係の変化に伴う対応」ということで、北方領土問題に対応しておりますので、当然ながら日露関係というものが最も大きな外部要因になります。このウクライナ情勢の影響で、まさに今年度につきましては、実際に北方四島に赴いて交流等を行うという事業ができなかったというところがございます。このような現状も踏まえながら、来年度以降どうしていくのかということも中期目標の中でも記載してございますので御紹介しておきたいと思っております。

もう一つはもうずっと続いている状況で、それがどんどん時間がたつにつれて状況が先に進んでしまうというところですが、「元島民の皆様の一層の高齢化と後継者育成の必要性」ということが非常に大きな背景ということになってございます。元島民の皆様も平均年齢で言うともう80代の後半になっております。御存命の方々ももう5,000人台となっておりますので、この状況を踏まえて、どのように次の世代に運動を引き継いでいくかということが至上命題になってございます。これはこれまでと変わらない状況ですが、より力を入れて取り組まなければいけないということでございます。

それでは、具体的な内容について御説明いたします。

まずこの目標の間に取り組む一番大きな柱として、(1)「国民世論の啓発」ということを掲げてございます。さらに言うと、この国民世論の啓発の中に ~ の3つの具体的な柱を掲げてございます。 が「北方領土返還要求運動の推進」、 が「青少年や教育関係者に対する啓発」、そして が「国民一般に対する情報発信」であります。それぞれ3つの柱ごとに次の5年間で取り組んでいく内容を書いてございますけれども、どういう指標を使って達成していくのかという目標を立ててございますので、今回、この指標について、それぞれ御紹介したいと思います。

一番右の指標という欄に、 ~ のそれぞれの中に立てている指標をピックアップして

こちらに記載をしております。

まず1番目ですけれども、やはり広報啓発、昨今、インターネットを使用しているいろいろな方にリーチをしていくことが非常に有効になっております。また、これはここ最近の状況を見ましても、特に新型コロナウイルスの流行もここ数年目の当たりにしまして、なかなかリアルで、対面で、広報啓発の事業を行えないという状況の中で、それではどうしていくかという中で、例えば、インターネットを使ってオンラインでいろいろなセミナーをやったりとか、そういうことも進んできてございます。この両面を踏まえて、インターネット、オンラインを活用した取組をしていくのが有効であるということで、引き続き、いろいろな指標を掲げているというのがまず背景にございます。

1点目ですけれども、SNS等による情報発信件数を、前中期目標期間最終年度比20%増にするという、これは今期目標にも掲げておりますが、これを引き続き維持したいということでございます。こちらにつきましては、直近の令和3年度の実績でいうと、年間で532件ということで、特に協会で持っているツイッターで「北方領土エリカちゃん」という鳥のキャラクターを持っておりますけれども、このエリカちゃんがつぶやくというような発信です。532というと、ぱっと見はそんなに多くないように見えますけれども、営業日で言えば、毎日2件ぐらいずつはつぶやいているということで、いろいろなイベントの紹介、あるいは柔らかい内容で北方領土クイズとかいうものも日々発信しているということで、これはある意味アウトプットですけれども、協会が頑張っって引き続きアウトプットをやるということで目標として置いてございます。

その次でございますけれども、そのアウトプットとして発信したものに対する読者数について、これも今期も目標として指標を置いておりましたが、内容を少し見直しまして前年度比8%増としております。こちらの発信も頑張っておりますけれども、読者数も今期は結果として非常に増えてきてございます。ツイッター等のSNSを御覧いただいているということで、件数は順調に伸びてきているということでありまして。逆に、非常に高い伸びを示しているものですから、これまでの指標は前中期目標期間の最終年度比10%増としていましたけれども、そうすると発射台が非常に高くなってしまって、これはこちらから発信するだけではなくて、それをフォローしてもらわなくてはいけないという相手のある話でもありますので、着実にできていく手法にしたいということで、前中期目標期間の最終年度からいきなり増やすということではなくて、毎年度少しずつ増やしていくという前年度比8%増という指標に置き換えさせていただいたというところでございます。ちなみに読者数でいきますと、直近の令和3年度でいけば、ツイッターだけでも11万2,392件ということで、非常に見ていただいているかなというところでございますけれども、伸ばしていきたいことには変わりはありません。

その次でございますけれども、3番目として発信に対する反応数を前年度比増ということで、こちらの反応数、いわゆる“いいね”を押してもらうということで、まず1点目でこちらから発信をする、2点目にそれをフォローしてもらう、3点目でフォローしてもら

った内容に“いいね”を押してもらおうということで、ホップ・ステップ・ジャンプではないですけども、3段構えの目標にできるように、これまで反応数ということで言及はしていたのですけれども、明確に指標として採用するというのは初めてでございます、そこは非常に前向きに取り組んでいるところかなと思っております。

以上3点がSNSの関連でございます。

その次ですけれども、こちらは他方でリアルのいろいろなイベントの場というのをいろいろ持っておりますけれども、その中でも、各都道府県で県民大会というのが非常に熱心に行われております。全都道府県にこういう仕組みがございまして、ここに若年層の参加を促していきたいということで、この若年層により参加していただくための仕組みをまずつくりますというのを一つの目標にしております。その結果として、若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るということで、これも結果として若年層の参加を伸ばしていきたいということで掲げているものでございます。

その次もリアルの対面事業ですけれども、全国の青少年が主体的に意見交換を行う事業をやるということで、これはずっと取り組んできておりますが、引き続き指標として掲載をしてございます。

次のところですが、インターネット関連に戻りますけれども、実はこれも近年非常に伸びているところでございまして、教育との関連で協会作成の学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするという目標を維持しております。これは、特にこのコロナ禍で、いろいろな事業が対面で行えないという中で、特に北方領土周辺の歴史とか地理とかいうところの副教材になるような材料を協会のホームページに掲載してございます。併せて、先生向けのものでございますけれども、その教材を使ってこういう事業ができますよというようなガイドライン的なものも公開をしております、これは非常に御好評いただいております、直近の令和3年度においては2.3万件のダウンロードをいただいております。こちらは引き続き推進していきたいというものでございます。

次のところはまた少し観点が変わりまして、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得るということで、例えばいろいろな民間団体、特に主体的にやっていただいているJCの皆さんとか、あるいは連合の皆さんとかいろいろな民間企業の関連の団体さんと協力しながらやっているのですけれども、そういうところを通じて、例えば、企業にポスターを貼っていただいたりとか、いろいろな文房具等のグッズもつくっておりますので、そういうものを使っていただくということを地道に取り組んでおりますので、これは引き続き維持したいというものでございます。

この啓発の最後のところになりますけれども、啓発施設、北方領土の隣接地域と呼んでおりますけれども、根室市を中心とした1市4町におきまして、具体の施設を持ってございます。代表的なものとして納沙布岬の近くに施設を持ってございまして、こういう各市町において持っている施設の中でいろいろ展示をして見ていただくということをやっております。

この入場者数について、引き続き目標値を立てるのですが、立て方として、新型コロナウイルスの影響で特に令和2年度、3年度において、北海道は感染状況が非常に厳しい時期がございました。この時期には、道全体としてこういう不特定多数の方が集まる施設について閉館する期間を設けるといこともございましたものですから、残念ながらコロナの間は利用者が落ちたということがございます。そういうことを踏まえまして、年度平均を上回っていくということで、同じように立ててしまいますと、下がったところで目標も下げてしまうことになってしまいますので、この令和2年度、3年度につきましては、目標を立てる上での平均のベースから除くということで、これは逆方向の激変緩和といえますか、そういう形で目標の立て方の適正化をする工夫をしております。ただ、施設自体は、引き続き運営していきますので、こちらの入場者数につきましては、これからまた伸ばしていきたいということがございます。

以上が国民世論の啓発のところを立てていきたい指標について御説明をいたしました。

次の柱の(2)の「四島交流事業」ということで、この1ページ目の左下のところがございます。こちらはまさに四島の交流ということで、具体的には船を出して各島に行き、元島民の方を中心に渡って交流したり、あるいは墓参をしたりという事業でございますけれども、御案内のとおり、残念ながら令和2年、3年はコロナでできなかった、そして、令和4年はウクライナ情勢でできていないという非常に厳しい状況がございます。ただ、これも何度も御説明しているかと思えますけれども、この事業を行うという姿勢は崩さない、状況が好転すれば、すぐにでも船を出して事業を行うという姿勢を維持するということが国際的なメッセージにもなります。また、島民の方々の願いでもあります。そういう観点から、事業をやる前提で計画を立てますし、目標としても立てていきたいということがございます。

そういう前提で指標を御紹介しますと、今、申し上げましたとおり、最初に各事業の着実な実施を基本姿勢としてやってございます。それから、この事業自体の情報発信も従前から取り組んでございますので、これも事業が行えれば、この事業に関して参加いただいた方に情報発信をしてもらうということを従前から掲げてございますけれども、これも少し内容を見直しまして、事業に参加した方からの発信と協会自身が行う発信について、事業ごとに300件以上の発信をするという目標を立ててございます。

3点目でございますけれども、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な方に参加をしていただく、例えば、地元のテレビ局とかマスコミ関係の方に参加いただいて、終わった後で、それぞれの媒体を使ってPRしていただくとかいうことも考えておりますし、事業が行われればそういうことも引き続きやっていきたいということを考えております。

その次のところですが、相互理解の増進に加えまして、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する交流プログラムということで、これも四島にわたって現地の方々と交流あるいは四島からお招きして日本での交流という中で、例えばそれを報道でより取

り上げてもらう、あるいは参加した方に発信してもらいやすいような最近の日本のサブカルチャーを題材にしたワークショップみたいなものを開催するとか、スポーツイベントをやってみるとか、そういう交流することをさらにPRしやすいような内容にしていくということで、引き続きそれを書いていきます。

その次のところでございますけれども、先ほど情報発信というところはありませんけれども、その関連で、事業参加者による事後活動の発信の仕組みについて効果検証・改善の実施ということで、事後に参加された方の振り返りの場面を持っていただいています。そういうところを振り返ってどう発信していただくかということで検証・改善を進めていきたいということで、定性的な書きぶりではありますけれども、こちらに書いております。

交流の最後のところでございますけれども、四島交流事業と使用船舶の利活用を通じて、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促すということで、今回新たに書いてございます。これは、船舶の利活用ということで書いてございますが、事業ができない間の船の有効活用というだけのことでありません、あくまでも、例えば、ちゃんと事業をやったとしても、交流事業というのは基本的に夏の間にはやりますので、シーズンオフといいますか、冬の間でも船を有効活用して、皆さんにPRをしたいということを含めて書いているということでございます。例えば、今年度も、夏場の交流事業は残念ながら行えませんでした、秋に一般公開ということで「えとぴりか」という名前ですけども、使用する船舶を根室のほうで日取りを決めまして無料で一般の方に船の中を見ていただくというイベントを開催した実績もございまして、こういう実績を踏まえて、事業があった場合も当然その前に書いたようなことをやりますけれども、あった場合もなかった場合でも、船舶の利活用を進めていくということを書いておくというのが最後のところの取組でございます。

2 ページの前半にかけて協会が行う事業についての項目が、あと3つございます。1つが(3)の「調査研究」というところでございます。これも協会のほうで様々な調査研究を行っておりますけれども、調査研究した内容をさらに広めていきたいという形で幾つか指標を置いてございます。

1つ目が、過去に調査研究結果を利活用した方からの評価を次の期間に検討して、次に反映していくということで、いろいろな研究結果については協会のホームページで公開しておりますけれども、その中でホームページに載っている調査研究の内容をどう捉えたかというようなフィードバックをいただくフォームを設けております。そこからいろいろな声をいただいて、それを拾って行って、また次の調査研究につなげていきたいというのが1点目であります。

2点目は従前から掲げておりますけれども、この調査研究結果利活用について件数を増やしていくということで、この利活用についても、ホームページ上でここに書いてある内容をぜひいろいろなところで活用していただきたい、ひいては活用いただいた際には、御一報いただきたいということでホームページ上にも書いてございますので、そこを利用し

て、いろいろなフィードバックをもらいたいということでございます。これも実績としてもこれまでも出てきているところでございますので、伸ばしていきたいということであり
ます。

3つ目は、それだけではなくて、もうちょっと積極的に研究の成果について関係機関へ
周知を行う仕組みをこれから考えていきたいということでございます。

最後、これまで行った調査研究の結果、また収集した資料を活用して、一般国民の閲覧、
啓発・教育ツールを作成するというので、集めたものをただ置いておいて見てくださ
いというだけではなくて、一般の方にどうやってそれを見ていただくか、あるいは元島民の
方も見ていただきたいと思ひますし、学生の方、若い方に見ていただきたいと思ひますの
で、どういう見せ方が効果的なのかというところをこれから検討していきたいというこ
を最後に書いてございます。

次に(4)「元島民等の援護」ということで、元島民の方々が様々な後継者育成のため
の活動をされてございます。これに対して、まず1点目で、元島民の方々の活動を支援す
るためのきめ細かな助言を実践ということ、これまでも取り組んでいますけれども、引
き続きやっていくということでございます。

その次、自由訪問を着実に実施するというので、先ほどの交流等事業と同じでござい
ますけれども、四島の自由訪問はできておりませんが、状況が好転すれば着実に実施でき
るように必要な準備、できる準備はしていくということ、これは維持をするとしており
ます。

業務の最後の(5)ですが「北方地域旧漁業権者等への融資」ということで、元島民の
方とかその関係の方々に対して、協会のほうから低利融資を行っています。事業資金もあ
ります、生活資金もありますけれども、こういうニーズ、必要とされている方に対して、
低利で融資を行うという事業を引き続きやっていきたいということでありまして、指標と
して、まず1点目が、実際にいろいろな融資に至る前の相談を積極的にお受けしたいとい
うことで、従前から指標として掲げてございますけれども、この件数を前中期目標期間の
最終年度から増やしていくということでございます。

次のところですが、金融再生法開示債権比率、いわゆる不良債権のようなものにつ
いて、これまでも年度ごとに比率を下げっていくということで目標を立てておいたのです
けれども、今回、この5年間を通じて、協会が実際に取引をしている各金融機関の平均を
取って、それ以下に抑制していくという目標を立てています。

融資の最後のところですが、これは従前からですし、当然のことですが、融資メ
ニューについて、実際の利用者の方々のお声を伺いながら、メニューの内容について見
直しを適切にしていくことを引き続き書いてございます。

ここまでが協会の実施する業務事業についての内容、指標になります。

2ページの真ん中から下のところは、内部管理というか業務運営、組織についての記載
でございます。これは余り数値目標ということではないのですが、それぞれの項目に従っ

て必要な見直しを書いています。

4番の業務運営の効率化でございますけれども、4つあります。(1)の「業務の見直し」ということで、特に人員配置の見直しを今回は特に書いてございます。それから、毎年度、PDCAサイクルを機能させる、あるいは事務的なチェックを行うというようなことも引き続き書いてございます。

(2)のところで、「業務運営の効率化に伴う経費節減等」ということで、一般管理費について削減をこれまでも目標に掲げておったのですが、非常に着実にやってきておりまして、今期で言いますと、5年で7%削減ということで、これを達成できるようになっているのですが、ありていに申し上げると、ずっと減らしてきていますので、こういう言い方はあれですけれども、余り減らし過ぎましても事業の実施に支障が出ると困るものですから、予算面を見て、現実的に達成というのはあれですけれども、努力可能な数字として、今回は5年間で2%という形にさせていただきたいなとしているものでございます。

(3)が「給与水準の適正化」ということで、ここは維持でございますけれども、給与水準について計画的に適正化を行っていきます。検証結果や取組状況も公表いたしますというのが1点目です。2点目が職員の勤務成績を適切に給与等に反映をした上で、職員の士気の向上、効率的な業務運営を図るというものでございます。

業務運営も最後の(4)「調達の合理化等」というところなのですが、3点ございまして、調達合理化計画、ちゃんと計画的に実施をしております。また、当然ですけれども、競争性、透明性を確保した上で、一般競争入札を行って調達を行うということでございます。最後、受託先に対しても、事業の目標を設定していただくことに取り組んでまいります。

大きな5番目の財務内容の改善についてですけれども、こちらでも維持でございますが、収益化単位の業務ごとの予算、実績について管理体制を強化していくということを書いています。

最後でございますけれども、6番のその他のところで、ここは幾つか最近の情勢を反映しておりますが、まず1つ目は、非常勤の監事2名を置いておりますけれども、この機能を向上させ、内部統制を充実させるということが1点目です。

それから、これはここ数年、各法人共通かと思っておりますけれども、文書の管理、個人情報の保護、情報公開、そして情報セキュリティについて、適切に対応するというのが2点目でございます。

3点目については人事・労務につきまして、職員の意向をより踏まえて柔軟な人事配置を行うということで、職員個々のキャリア形成、あるいは人材育成について適切に取り組んでいきたいというのが3点目です。

4点目は維持ですけれども、デジタル化による業務運営の効率化、最後の5点は非常に今日的な事項であると思っておりますが、温室効果ガスの削減について取り組むということで、具体的にはこれから内容は詰めていきますが、来期の取組として新たに書いておるところ

でございます。

駆け足でございますが、北対協については以上でございます。よろしくお願いいたします。

田辺座長

御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

梅澤委員

ありがとうございます。御説明どうもありがとうございました。

コロナ禍においても、できる事業を非常に工夫して進めていただいているという印象を包括的に持ちました。

質問が3点ございます。まず1点はSNSによる発信です。こちらも非常に定量的にも成果を上げていただいている部分なので、だからこそ伺いたいのですけれども、このSNSの読者という方々の読者像といいますか、どういう方々に見ていただくことを目的としているのか、そして、実際どういう方々が見ているのかというのが別で分かっているのであればそれも併せて。あと、見ていただくだけではなくて、恐らくその後の行動変容といいますか、要求運動の推進というのが最終的な目的だと考えておりますので、そこへのブリッジといいますか、どういうふうにSNSの読者になることと、そこにつなげていこうとお考えになっているのかというのをちょっとマーケティング的な話になりますが、伺えればいいなというのが1点です。

2点目も、非常に大成功と言っていいほどの成果を収められていると思うのですが、教材の面です。以前拝見したときに、中学校向けのものなのかなとホームページで理解したのですが、今後、どういう方向性で推進していくのか。例えば、たしか公民、地理、歴史みたいな感じになっていたと思うのですが、あれをもっと増やすのかとか、はたまた高校生とか小学生とか、別の年齢をターゲットにしていくのかとか、もし何かお考えがあるのであれば教えてくださいというのが2点です。

最後3点目は、裏面にいきまして、最後に御説明いただきました6番の業務運営の面の3つ目に人材育成の話があったと思うのですが、女性活躍については特段ここには明記はされていないのですが、現状の実態を踏まえて、もし入れていないということであればそれでも全く構わないと思うのですが、その辺りの御事情といいますか、お考えをお聞かせいただければと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

田辺座長

よろしく申し上げます。

富永北方対策本部参事官

ありがとうございます。

まず、内閣府の方から概括的にお答えをして、その後、協会の方に補足してもらいたいと思いますけれども、まずSNSでございますが、御指摘いただいた内容とも、特にツイッターのほうが非常に伸びてきているということもあって、それぞれ見ていただく方がどういう人かなというのは、こちらとしては、基本的には国民一般の啓発ということで、いろいろな方が見ていただいても逃さないようなコンテンツにはしているつもりでありますので、若干堅めというか、こういうイベントをやってこういう方々に集まっていたというような政策的な話もありますし、例えば今日は何年前にこういうことがあった日ですみたいな歴史的な内容もあれば、ちょっと紹介しましたけれども、もっと軟らかいクイズみたいなものですか、今、北海道でこういうきれいな景色が見られますみたいなものも取り込みながら、より広く読者を獲得していきたいというのがありますけれども、確かに若者向けのものというのは、我々もどう若者にリーチしていくのかということを考えていますので、そういうところはこれからの課題になるのかなと思っています。

そういう中で行動変容にどうつなげていくのかというのは、確かに非常に大きなこれからの課題だと思っていますので、一つはその変容につながる前に、我々も今の段階の問題意識としては、ただ見ていただくだけではなくて、新たに今回指標に入れましたけれども、さらにその内容に興味を持っていただく、いいねと言ってもらうところから始めて、その内容にさらに関心を持って自分の行動につなげていただくということにつながるかと思っていますので、ただアウトプットを出すだけではなくて、見てもらい、さらにそれを評価してもらおうというステップを通じて行動変容につなげていければなというのが一つの見方としてあるのかなと思っています。

教材の件は協会のほうにお願いしたいと思っておりますけれども、女性活躍につきまして、なかなかあまり大企業でもないものですから、定員で言いますと34名となっておりますけれども、今の(常勤・非常勤含めて)34名というベースで申し上げると、女性比率が約35%となっていますので、今はもう達成しましたが、政府全体としても3割というのは昔から言われていましたので、そこはある程度クリアしているかなとは思っておりまして、特に指標として特出しはしていないのですけれども、当然人材の育成とか適材適所というところもありますので、これから女性比率を高めていくというのは当然ありますけれども、性別にかかわらず職員が能力を発揮できる職場をつくっていくのは大前提だと思っていますので、そこは引き続き取り組んでいきたいというのは大前提としては考えてございます。

引き続き協会のほうから申し上げます。

鶴田北方領土問題対策協会事務局長

質問ありがとうございます。事務局長をしています鶴田と申します。よろしくお願いいたします。

梅澤委員から3つ質問あった中で、富永北方対策本部参事官から と についてはお答えいただいたと思っております。参事官の言うとおりでございます。

SNSにつきまして、幅広く、ただ若者が情報を吸収するのはどういうものが多いかという調査の結果としてSNSが多いという調査結果も出ております。引き続き、若者を中心にターゲットとし、若者に親しみやすいツイッター、フェイスブック、その他の媒体を使って発信していきたいと思っております。

教材につきましては、基本的に中学生を対象にしているのは事実でございます。ただ、最近小学校、それからいろいろな分野、公民、地理、歴史といった部分で広がってきておりますし、高校生もそれに学んできているということで、小中高、いろいろな分野で活用できる教材を提供していきたいと考えております。私どもで行った調査でも、北方領土に関心を持っているという結果は少し下がっていますが、関心を持ったきっかけは何だという調査に関しては、学校の授業と明確に言っております。その辺もしっかり踏まえて展開していきたいと考えております。

それから、女性活躍の現状でございますけれども、私どもの定員でいきますと、実質23名、現状で今22名になっておりますけれども、そのうち、5人が女性職員ということで、女性の活躍の場ということ、はっきり言うと男女差は関係なく、良い人材はしっかりと採って行って活躍してもらおうということは考えておるところでございます。区別なくやっております。

梅澤委員

丁寧な御回答ありがとうございます。

まず1点目のSNSについてなのですが、今はどちらかというとツイッターがメインになっていると思うのですが、若者の年齢層をもし20~30代ぐらいで考えているのであれば、やはりインスタを少し強化していくのがよろしいのかなと思いました。若者がどういう若者なのか、年齢層なども踏まえて、ツイッターは実は40代が一番多いという話もありますので、その辺りもぜひ何につなげていくかとかも踏まえて御検討いただければなと思います。

2点目の中学校向けをベースに小高にというお話があったのですが、これは私も会計士として、結構学校に出張授業をする機会が多いのですが、個人的に狙い目は小学生だなと思っております。先ほどデータもおっしゃっていただきましたが、やはりインプットされたものが残りやすいのです。あと需要が多いのですが、学校からの引き合いが強いのですが、実は民間企業の出張授業も小学校は結構少ないのです。それも低学年になればなるほどほとんどないので、需給のマッチをうまく利用しやすいなというのがあり

ます。さらに小学校の何がいいかというと、小学生は親に話すので、親がその話をこれまたSNSに子供の学校でこんな授業があって、見せてもらって面白かったとつぶやいたり、フェイスブックに投稿してそれが拡散するという拡散効果と、親自身もそこで学ぶという二重のターゲットが取れるという点で、もしかしたら、この辺りもどの学生をターゲットにするかというのが一つヒントになるかなと思います。

特に、そちらにはエリカちゃんがいらっしゃいますので、たしか領土・主権展示館のほうにはエリカちゃんのクイズが何かあったと思うのですけれども、例えば、ペーパークラフトなどの画像を乗っけておけば、皆さん勝手に厚紙にダウンロードして印刷して作ったりですとか、エリカちゃんにYouTubeで10分ぐらい分かりやすく解説してもらったら、私自身もPTAをやっていて、こういう教材がなかなかないのですよね。小学生をターゲットにしたものがないので逆張りできるのかなと思った次第です。すばらしいアセットを多くお持ちなので、いろいろな展開を期待できればなと思います。

以上です。ありがとうございます。

田辺座長

それでは、山内委員、よろしく願いいたします。

山内委員

御説明いただきましてありがとうございます。幾つかコメントと質問をさせていただきます。

まず、コメントなのですが、私からは、前回も同様の発言をさせていただいたのですが、元島民の方々も一層高齢化されてきているということですので、引き続き元島民の方々に寄り添うような形でフォローしていただければなと考えております。

その点において、(2)の御説明にありました交流事業を行うという姿勢を維持する、示すという点は、元島民の方の願いでもあるという御説明もいただきましたし、非常に良いことだと思えました。これがコメントです。

次に質問なのですが、(5)の融資についてのところになります。金融再生法開示債権比率が平均4.11%で、これが目標ということだったかと思うのですが、実際の過去の比率が何%ぐらいで推移していたのかというのが、もし可能であれば教えていただければと思っております。

最後なのですが、これはコメントです。6の「その他業務運営に関する重要事項」のところ、人事・労務管理のところ「職員の意向も踏まえた」という表現があったかと思うのですが、これを見たときに、これまでは意向を踏まえていなかったように読めてしまうかもしれないなと思えました。一方で、御説明では、「職員の意向もより踏まえた」というふうに「より」と入れられていたかと思えます。そのため、できれば記載のほうも先ほど御説明いただいたように、「職員の意向をより踏まえた」というふうに「より」と入れた方が良いのではないかなと思えました。

私の方からは以上です。

田辺座長

1点、比率に関して御質問がございましたけれども、数字は持っていらっしゃいますか。

鶴田北方領土問題対策協会事務局長

融資のリスク管理債権の実績について御説明させていただきます。

ただ、従前は基準がちょっと変わっておりました。今年度から新たな基準を基により実態に沿った北対協の融資が多く行われている金融機関のリスク管理、分かりやすく言うとリスク管理債権比率を用いるということでした。前中期につきましては、全国の平均のリスク管理債権比率を使っております、直近で言いますと、令和3年度の平均目標値が1.01%でございました。これに対して、令和3年でございますが、実績は1.91%になっております。いずれにしても、年度計画において目標にした基準は達成しているけれども、より実態に沿ったところの金融機関の実績を基に表記していこうと、基準にしていこうというものでございます。

併せて申し上げますと、令和2年は2.11%の目標値に対して1.8%ということで、いずれもクリアしているのは事実でございます。

山内委員

分かりました。ありがとうございます。

田辺座長

よろしゅうございますか。

他、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

この中期目標は一番霧が向こうに見えるときにつくらざるを得なくて、非常に御苦勞なさったなという感じがございます。特に、四島交流事業に関しましては相手があることとございますので、実施がなかなか難しいだろうと。それが数年の間に解決するとは余り見えない状態だと思えますけれども、ただ、御説明にはありましたように引き下がってはいけない問題なので、いつでもできるように活動としてやるぞというものを入れておくというのは不可欠の部分かなと思った次第でございます。

後は、特に1のところの「国民世論の啓発」の中で若年層に関してアプローチを強化しようというのはずっと来ている動きだと思うのですが、これは発信とか全体のSNS等のアウトプットレベルのところは調べていらっしゃると思うのですが、例えば、5年に1回ぐらい行っている内閣府の調査で北方領土問題に関して何か知っていますかとかいう質問項目とかは今も入れていらっしゃるのでしょうか。最終的な、ある種の認識がどうなっているのか確認するというのは、毎年やる必要はないと思えますけれども、フォ

ローしておいた方が良くかなと思っているところでございます。

富永北方対策本部参事官

ありがとうございます。

2点目の世論調査につきましては、たしか5年に1回ぐらいだったと思いますがやってございまして、直近の数字を引きながら、常に我々が御説明に行く際には年代別で比較をして、やはり若い層の方が、あまり知らない、全く知らない割合が多いですねという説明は常にいたしておりますので、また次の機会にできれば引き続き使っていきたいなと思います。

それから、若者世代へのリーチというところで、今回、北対協の目標になりますのでどちらかというと事業実施面からのお話が多いのですが、調査研究をやっていきますけれども、並行して我々内閣府の北方対策本部の方では、企画立案を中心に毎年やっていまして、その結果の成果を北対協にお渡しをして、具体事業につなげていくというサイクルを基本的に考えていまして、その中で実は我々内閣府の本体の方で、若者の高校生から30代ぐらいの社会人の方に実際に集まっていたいて、アイデア出しをしていただいて、さらにそのアイデアをメンバー自ら実行してもらおうというモデル事業的なことを今年度からやっていまして、そこでいろいろ有意義な成果を得られれば、ツールとして北対協にお渡ししていくということもやっていきたいと思っています。

ちょっと御紹介すると、今年度で言えば、若者自身が、元島民の方が今やっておられる語り部になるということで、実際に大学であればイベントでありますし、高校とか中学であれば総合学習とかいう時間を使って、もう今年度は実際に2～3回やっているのですが、若者自身が生徒に対してプレゼンをするということを試験的に始めています。それを仕組みとしてつくれるのか、あるいは受け取った側がどう変容につながったのかということは、これからフォローして、もしそれで有益な取組になるのであれば、実施について北対協と連携していきたいということで、この取組自体を来年度も続けて本部の方でやっていきたいと思っていますので、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

田辺座長

ぜひ進めていただければと思います。

では、山内委員から「も」の後に、「より」を入れるという御示唆がございましたけれども、特に難しいことではなさそうな気がするので、入れておいて構わないかなと私は思いますけれども、皆様方はいかがでございましょうか。

(首肯する委員あり)

田辺座長

では、調整で「より」を抜けとか言われる危険は余りないと思うので、修文のところ、6の3番目のところですが「人事・労務管理について、職員の意向もより踏まえた」

という形で修文いただければ、こちらをこの懇談会の原案とさせていただければと思って
いるところでございます。

他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、このような形で修正させていただければ、ただ、何か問題があるようでしたら、事務局と御相談してまいりたいと思いますので、この最終的な結果に関しましては、私に御一任いただければと思います。

それでは、これで審議等は終了でございます。北方対策本部、それから北方領土問題対策協会の方々、御説明等どうもありがとうございました。

(4) その他 (今後の予定等)

田辺座長

最後に、事務局から今後の当懇談会の予定等についてスケジュール等、御説明をお願いいたします。

三輪政策評価広報課課長補佐

分かりました。私、政策評価広報課の課長補佐の三輪でございますが、私の方から説明させていただきます。

資料4でございます。今後のスケジュールでございますが、今、御審議いただいている目標は、今後2月に財務省との協議がございます。それから、その結果を踏まえて、府内の手続がございますして、2月下旬には決定、指示ということになります。

ただ、中期目標につきましては、総務省の独法評価制度委員会に諮問しなければいけないこととなります。2月の中旬と書いてありますが、2月16日に諮問、答申が同日付で行われることとなります。それを踏まえて中期目標の決定、法人への指示という形で手続を行うこととなります。それが終わりますと、今度は国立公文書館の年度計画、北方領土問題対策協会の次期中期計画について御審議いただくということになります。これも財務省との協議がございますして、その結果を踏まえて、計画の認可という手続になります。

ただ、計画につきましては、毎年度、持ち回りで審議しているところもございますので、座長とご相談の上、持ち回りで審議いただこうかと考えております。

以上でございます。

田辺座長

スケジュールの御説明、ありがとうございました。

今の説明に関しまして、何か御質問等はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、御審議はこれで終了したいと思います。議事の進行は事務局のほうにお返し申し上げます。

瀧澤政策評価広報課長

それでは、事務局の政策評価広報課長の瀧澤でございます。

本日はありがとうございました。全ての議題を終わりましたので、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以 上